

和寒町議会告示第 1 号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 7 日

和寒町議会議長 中 原 浩



- 1 日 時 令和 7 年 5 月 8 日（木）午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 和寒町役場 議場（役場 3 階）
- 3 事件名 和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例について
- 4 意見を述べる者 請求代表者 3 人以内
- 5 意見を述べる時間 2 0 分以内（意見を述べる者の合計時間）